

平成22年第32回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

1、平成22年第32回岩手町農業委員会総会は、平成22年10月20日、午後1時30分、岩手町役場第4会議室に招集された。

1、今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

- (1) 報告第1号 農地法第18条6項の規定による通知について
- (2) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
- (3) 議案第2号 農地法の適用外証明に対する可否の決定について

1、本日の出席委員は、次のとおりである。

- | | | |
|---------|----|----------|
| 1番 | 幅 | 清一 |
| 2番 | 三浦 | 新太郎 |
| 3番 | 岩館 | 修一 |
| 4番 | 武田 | 昭藏 |
| 6番 | 遠藤 | 幸夫 |
| 7番 | 黒澤 | 金一 |
| 8番 | 細野 | 清悦 |
| 9番 | 三浦 | 博子 |
| 10番 | 千葉 | 静子 |
| 11番 | 太布 | 光則 |
| 12番 | 岩崎 | 明 |
| 14番 | 田中 | 正志 |
| 15番 | 國枝 | 金一 |
| 17番 | 澤村 | 勇次郎 |
| 18番 | 松本 | 良子(職務代理) |
| (議長)19番 | 福島 | 昭士(会長) |

1、本日の欠席委員は、次のとおりである。

- | | | |
|-----|-----|-----|
| 5番 | 横澤 | 稔秋 |
| 13番 | 佐々木 | 由和 |
| 16番 | 井戸 | ツヨミ |

1、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員は、次のとおりである。

- | | | |
|-----------|----|----|
| 農業委員会事務局長 | 千葉 | 照雄 |
| 農地振興係主幹 | 田村 | 寿 |
| 副主幹 | 川村 | 祐子 |
| 副主任 | 山中 | 寿行 |

(開会時刻 午後1時30分)

議 長 ただいまから第32回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。なお、本日の欠席通告者は、5番横澤稔秋委員、13番佐々木由和委員、16番井戸ツヨミ委員の3名であります。

議 長 会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、当職より指名いたします。7番黒澤金一委員、8番細野清悦委員のご両名をお願いいたします。また、書記は事務局の山中副主任をお願いいたします。

議 長 本日の総会は、配布してあります報告1件、議案2件の提出があります。お諮りします。報告1件、議案2件を議題とすることにご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、報告1件、議案2件を議題とすることに決定いたしました。

議 長 報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 資料は2ページとなります。農地法第18条の規定による合意解約通知についてです。受付番号4番となります。土地の所在は、大字五日市第2地割内の土地です。登記地目、現況地目とも田となっています。面積は1,311㎡、借受人が大字沼宮内第10地割の57歳の男性の方です。貸出人が盛岡市にお住まいの39歳の男性の方です。受け手側の農作業労働力が追い付かずに大変なので、今回解約を申し出たもので、双方合意のうえ解約となるものです。

議 長 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 その他ございませんか。ないようですので、質疑を打ち切ります。報告第1号、

農地法第18条第6項の規定による通知について異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを終わります。

議 長 議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定についてであります。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第1号でございます。ページは4ページをご覧ください。受付番号が14番、土地の所在は大字久保8地割内、譲受人が大字久保8地割内の53歳の男性の方です。譲渡人が盛岡市にお住まいの58歳の男性の方です。地目は、畑、面積は、477㎡です。贈与するものでありますが、譲り渡しの理由は、所有者は、盛岡市に住んでいるということもあり、以前に、この方に耕作を頼んだ経緯もあり、この際、この方に譲りたいというお話が整ったという次第です。譲り受ける方の家族数は、6人で、耕作者数は、2人です。野菜等を作付ける予定ということでした。位置につきましては、5ページをご参照ください。

次に受付番号15番です。土地の所在は大字土川第1地割内、畑3筆で、合計面積が31,459㎡です。資料には一部農業用生産施設用地も含まれております。譲受人は、大字土川第4地割内の52歳の男性の方です。親子間の贈与で、譲渡人は、同住所の78歳の男性の方です。家族数は5人で、耕作者数は3人で、畜産経営を営んでおります。位置につきましては、6ページをご参照ください。なお、本案件は、いずれの法令等の審査基準に遵守しており、現地の状況、農業従事者の状況、営農計画の状況、周辺地域との関係も問題ないものと確認しております。以上説明を終わります。なおこの件は、現地調査担当の方からも報告していただきます。

議 長 説明が終わりました。続いて、現地調査の報告を代表委員からお願いいたします。

7番黒澤委員 受付番号14番と15番について、現地確認は、本日9時より、私と6番遠藤幸夫委員、8番細野清悦委員、及び事務局2名で確認してまいりました。14番の場所ですが、位置図にあるとおり県道沿いのところにあり、適切に管理されており、贈与後の計画では、野菜を作付する予定と本人より聞きとり確認いたしました。15番については、浮島地区に農地があり、畜産業を営んでおりますが、今回贈与を受けて農業を継承し、経営を継続するものであります。本案件は、いずれの法令等の審査基準に遵守しており、現地の状況、周辺地域との関係も問題ないものと確認しております。以上です。

議 長 現地調査の報告が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

1 番幅委員 はい

議 長 1 番 幅委員

1 番幅委員 本案件は、詳細に現地確認をしてきているようですので、問題ないものと思います。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第 1 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について原案のとおり可と決定することについて、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第 2 号、農地法の適用外証明に対する可否の決定について、別紙のとおり、農地法の適用外証明が提出されたので、可否の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 資料は 8 ページとなります。農地法の適用外証明願承認についてです。受付番号は 12 番と 13 番となります。

12 番の土地の所在は、大字久保第 6 地割内、登記地目畑、現況地目宅地、面積が 2,472㎡と 278㎡の 2 筆となります。申請人は、大字子抱第 2 地割内の 81 歳男性の方です。現在の状況は、資料 9 ページにもありますが、宅地として使用しております。申請されている 2 筆の土地は、昭和 51 年ころから、建築会社に貸し付けており、業者が資材置き場として利用されていたものが、年月が経つうちに屋根がかかたり、建物が建ったりしたものです。そして今年になり会社が倒産し、解体、片付後、返却され、現在は更地となっております。場所につきましては、10 ページにありますので、参照願います。また、補足して説明いたしますが、この 2 筆につきましては、農業委員会農地台帳、税務課固定資産台帳においても以前より現況宅地として登録されております。よって、昭和の時代に転用許可がなされ、それぞれの部署においては適切に登録されていたもので、本来であれば証明願いを取らずとも済むところですが、所有者も許可証を保管しておらず、又は会社が保管していたものか、今と

なつては探すこともできなくなつた状況です。農業委員会の文書においても30年以上経つており、控えが保管されていない状態であり、実証するものがないため、今回、大事をとつて所有者からの証明願ひということで、処理することを選択いたしました。

次に、受付番号13番については、土地の所在は、大字五日市第10地割内、登記地目畑、現況地目は原野、面積が1,420㎡の土地となります。申請人は、大字沼宮内第6地割内の61歳男性の方です。現在の状況は、資料11ページにもありますが、昭和62年頃から原野化しているとのこと。元々は、山林であり昭和の時代に父が畑として使つていたが、高齢で耕作できなくなつたり、傾斜地でもあつたため耕作に難があり、現在に至つているとのことでした。場所につきましては、12ページにありますので、参照願ひます。

以上、本案件は、いずれも法令等の審査基準に遵守しており、周辺地域との関係も問題ないものと確認しております。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。ここで、現地調査の報告を代表委員から願ひします。

7番黒澤委員 受付番号14番と15番について、現地確認は、本日午前、先ほどの報告と同様に私と6番遠藤幸夫委員、8番細野清悦委員、及び事務局2名で確認してまいりました。

14番の場所につきましては、位置図にあるとおりJRバス太田口バス停付近、農協の倉庫がある西側でございます。現在更地となっておりますが、以前、資材置き場として使用されていたこともあり、地盤が農地には適さない状況でありました。ご存じのとおり建築会社が倒産して、土地が返却されたものの今後の利用方法については、所有者も当分は手をかけられず、更地のままになるようです。周辺には、影響を及ぼすような農地も無く、支障を及ぼす要件もないものと判断されます。

15番については、父親が昔耕作していたようですが、立地条件も悪く耕作に不向きということの理由で、原野化したものと息子さんから聞き取りしてまいりました。山頂付近でもあり周辺も原野、山林であり、影響ないものと判断してまいりました。また、いずれも法令等の審査基準に遵守しており、問題ないものと判断してまいりました。以上です。

議 長 現地調査の報告が終わりしましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

12番岩崎委員 はい。

議 長 12番岩崎委員。

12番岩崎委員 はい。登記地目が畑で、現況は、宅地ということですが、畑として見た場合、固

定資産税が安く済んでいたということですか。

議 長 事務局。

事 務 局 固定資産評価については、転用許可が出た時点で、農地以外の地目で評価されます。よって固定資産税は、昭和の時代から適正に課税されていたものです。転用許可がなされ、事業完了後において、所有者が地目変更をするべきなのですが、法務局への申請がなされずに地目が古いままである例は、この例に限らずあるものです。

議 長 その他ございませんか。ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第2号 農地法の適用外証明に対する決定については、可とすることに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、可とすることに決定いたしました。

議 長 この際ですので、その他として委員の皆さんから又、事務局から何かありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、以上で本日の会議に付された議案は、全て終了いたしました。これで本日の会議を閉じ、第32回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後2時02分)

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名押印する。

議長 印

7番 印

8番 印